

急措置だけでは何か物足りない気がしますが、いかがですか。

○藤井政府委員　対火災機能というものから見ますと、消防活動というものは、広範に、火災の予防ということ

から始まりまして、火災が起きた場合のこれの鎮圧、被害の軽減ということを全般的に役割として背負つてやって参つておるわけであります。その意味では、対火災機能においては、建設省のいわゆる治山、治水といったような事柄もあわせ行なうというのが消防の任務でございますが、その他の被害といふことになりますと、あるいはその他の災害ということになりますと、消防活動といふものはやはりそこにおのずから限界がなければならぬ。治山、治水というようなところまでいくのは、これは明らかに行き過ぎであり、また能力の外であろうと思われるのです。ただ、災害が現実に起ころうとしておるというような場合には、これに対し、堤防が切れなどないように措置を講じていく、応急措置をやっていくということは、それは別に行き過ぎでも何でもない、当然の任務であろう。またむしろそれをはつきりさせることができ、防災活動としても適当ではないであろうかということです、防除ということをここに明確化しようとしたのにほかないのですあります。従いまして、その限界といふものは、事柄によつては非常に明確でない場合も出て参ると思います。どこまでが防除であつて、どこまでがいわゆる予防に入るかということの限界は、それぞれの事柄に従つて具体的に判断を下して参らなければならぬわけであるとしまして、その点非常に微妙な点が出

て参ると思ひます。ただ、災害対策基盤本法におきまする各種の災害防除のための計画、あるいは防災の業務計画、あるいは地域防災計画といったものは、すべてこれを消防の任務として書くというのではなくて、やはりおのずからそのうちの現場的な、応急措置的な防除というのが、火災以外の災害の場合においては消防の任務として規定されて参るということに相なろうかと思ひます。

○太田委員 少々不明確な字句だと思います
うのです、防除というのは、防除とい
う字を最もよく解釈いたしますと、ど
ういうことになるのですか。防除とい
うのは、然語としてはあまりそう使わ
なれた言葉じゃないと思うのです。防
除とは何ですか。消極面だけであつ
て、積極面というのは非常に欠いてお
るのですが、字句の解釈をちょっと教
えて下さい。

○藤井政府委員 防除というのは、防
止除去、災害を現場的に防止してあるい
て、積極面というのは非常に欠いてお
るのですが、字句の解釈をちょっと教
えて下さい。

は災害の原因を除去する、そういうふうに考えております。従つて、予防というよりもある程度現場応急的なおいでいうものが非常に強く出るということは当然のことではないかと思っております。この点は、実は消防庁が自治省の外局となつて入りまして實際に、自治省設置法の規定が改正になつたわけであります。この自治省設置法の中で、自治省の任務をいたしまして、全般的な自治本省の任務のほかに、「消防に関する事務を処理し、もつて、水火災等による災害の防除に資することを任務とする。」という言葉を自治省設置法 자체も使っております。従つて、これを受けた意味もありまして、これを明

○太田委員 先回、東京都江東地区においても適宜な表現方法ではないかと思います。そこで、これを使つたわけでございます。
ね。樋門がこわれたために海水が逆流して、ゼロメートル地帯に時ならぬ津波水が起つたという問題があつた。こういう場合に、その樋門そのものの堅牢度合い、ないしはその樋門そのものの機能といふものを点検をいたします。すると、いざといった場合にこれはあぶないことがあり得る。あり得るから、そなうなったときには、「この低地帯に非常な水害が起けるであろう。従つて、今の消防の任務としては、災害の除去といふ点に力点を置いても、そのものを考えれば除去ですね。その場合の除去といふのは入る水をなくすればいいわけですから、海というものがそこまでつながらないようにならなければいいわけです。しかしそれは消防の任務ではない。その除去というのは何だというと、そういう原因を除去することである。だから、あそこの樋門は、非常に弱く、場合によつてはこれはこわれる可能性もある、危険もあると思うから、一つこれは早急に改良工事を行なつて、絶対こわれないものに改めてもらわなければならないということを建議され、それを主管省、管理者に行なわしめるということは、除去になるのではなかろうかと存ります。ああいう樋門の水害の例を一つとつてみて、今後積極面としてどういうふうになさるおつもりですか。
○藤井政府委員 私はこのように理解をいたしております。水門の場合でございま

さいますが、この水門について危険のないよう施設の管理維持をやりますること 자체は、これはやはり水門管理者の責任である、水門管理の責任を持つておる者の当然の責務であるといふに考えるのであります。その場合に、しかしながら、立ち入りの検査あるいは巡回というようなことを通じまして、そういう危険な状況にあるといった場合には、それについて補修措置や何かを行なわなければ、いざという場合に取り返しのつかぬことが起るというふうに認められます場合において、消防機関から管理者に対して注意をするということは、私はこれは当然あり得ていいと思います。ただ、法律上の問題といたしましては、この除去をするという場合は、水門の管理が悪いために何か溢水等が始まる危険性があるといった場合に、溢水しない前にそこに参りましても、くい打ちその他の適切な処置を講ずることは当然防除の中に入ってくるべき、これは法律上の権限として入ってきていいのではないかと考えるのであります。しかしながら、この規定ができることによって、今のような管理者に対する勧告、改善についての、一種の措置についての意見を述べるというようなことは、私は事实上の問題として当然やつてしまるべき事柄であるといふに考えるわけであります。

ことではない。これは一つ消防庁において、これが生きて実施されますように期待をいたしたいと思います。

その次は、提案理由の第三の「一定規模の市町村には、消防本部及び消防署の設置を義務づける」というこの政令の内容について、だれかお尋ねにならぬようなすたような氣もするのですが、且もさだかに記憶にございませんので、かよう政令の内容について何か具体的なもののがございましたら、この際御発表しておいていただきたい。

○藤井政府委員 政令の内容として、事務的に検討いたしておりますのは、いわゆる市街地人口が一万以上の市町村ということにいたしたい、かように考えておるのであります。その場合に、市街地と申しますのは、述懐した市街の建物建蔽率が平均一〇〇%以上の地域ということに考えておりまして、それらのいわゆる市街地についての居住人口が一万以上ところの市町村については、消防本部・署というものを必ず置かなければならぬというふうに義務づけようと考ておる次第であります。

○太田委員 いわゆる市街地人口一万以上——一人を出す場合の市街地のとり方にも御基準を御設定に相なるううと思いますが、そうしますと、今のところ、あなたの方の御想像では、日本全国でどれくらい設置を義務づけられる市町村ができるだろうか、この数を何か御計算になったものがありまつたら、概数でいいですから御発表を願いたいと思います。

○藤井政府委員 今申し上げました政令の基準でもって市町村を調べてみましたが、

すと、該当市町村の数は五百八に相な
ります。市が四百三十八、町が六十一
八、村が二ということになるわけであ
りまして、そのうちまだ消防本部・署
を設置いたしておりません市町村の数
は百一十六、市が七十三、町が五十
一、村が二、このように相なる次第で
ござります。

○太田委員 その七十三市五十一町三村が、今度のこういう消防本部並びに消防署の設置が義務づけられる。そうしますと、第二のところで、これは災害対策基本法のところから説き起しておりますけれども、「市町村消防に

文する持体的な指導、助言を積極的に行なう」ということがあります。このところにも、第三にもないのが、財政的な指導とか——指導といってはおかしいが、財政的な援助という言葉が全部抜けておる。財政的なものが抜けますと、義務づけられた市町村として、少々痛いことが出てくるのであります。もちろんこれは必要なことでありますから、そうとやかく言うことはありませんけれども、すべて技術的だとかなんとか、精神的な指導や助言が積極的に行なわれても、財政的な裏づけがない場合には市町村はつらいと思いますが、それは自治省の財政当局との間に十分な意思の疎通はあるでしょうか。

るところでございます。御承知のようになります。現在消防の維持管理の費用といふものは、自治体消防という見地からいわゆる市町村の本來的な責務になつてしまして、市町村の財政負担も、市町村の財政負担ということになつておるわけであります。それだけに交付税上もこれに相当する措置を講じておるわけであります。それと並行いたしまして、國の立場いたしましても、一つは市町村に対する国庫補助というものと、もう一つは損保債を原資といたしますところの起債の二本立をもつて施策を推進するうしろだてにいたしておりますよう次第でござります。従いまして、今後の措置いたしましては、これらの助成措置を重点的に講じていく。なかんずく今の百二十六の市町村に対しましては、施設の整備あるいは維持管理のための財政の措置、なかんずく国庫補助なり起債の重点配分を通じてやつて参りますと同時に、今後においては、一般財源としての交付税措置につきましても、今の措置が十分であるとはわれわれも考えておりません。これららの点につきましては、この規定が動き出しますのに若干の期限もありますので、その猶予期限内に財政当局とも十分に話し合いをつけまして、その裏づけを十分に講じて参つて、法律上に義務づけることによつて、無理がないようにもう少しの配慮を加えて参りたい、かように考えます。

○藤井政府委員 現在、都道府県の消防に関する任務の中にも「消防に関する事項」というのがございますが、そのほかに今一度新しく規定をいたそうといたしますのは、都道府県と市町村との間の連絡をはかっていくということを一項目加えようとするのでございますが、この点は災害対策基本法の制定、その他都道府県自身の任務からいたしまして、都道府県と市町村の連絡をはかり、あるいは相互間の連絡協調をはかり、あるいは相互間の連絡協調をはかるということは、やはり県の任務といふふうに考えたのでございまして、しかしながら、消防の建前といふことは明確にいたしますことが、防災対策といたしましても適切ではないかというふうに考えたのでございました。しかしながら、消防の建前といふものは、あくまでも市町村自治体消防の建前でございますので、これに対する根本的な立て方と、いうものを改めるることは全然考えておりません。また私自身といふふうにして、やはりこの建前は、いろいろな困難な障害があつたといたしましても、自治体消防の基本的な考え方方といふものを貫いていくことが防災あるいは消防の運営といふことから申しまして当然のことである。住民の身近な郷土といふものをみずから手で守っていくというのが、最も基本的な建前として私は正しいと思つております。県の建前は、上級団体のあるいは中間団体の建前から、それらが円滑にいけるように相互の連絡協調をはかつていくというようならち内にとどまるべきであるというふうに思つております。いわんや、今後これを契機としたいたしまして、府県消防というよ

なことは、私たちとしては今の時点においては絶対に考えておりません。
○太田委員　いわゆる第十八条の二の二の件であります。『都道府県は、消防に關し、左に掲げる事務を掌る。』と書いてあります。が、『都道府県は、消防に關し、左に掲げる事務を掌る。』と書いてあります。が、その中にある連絡に関する事項というのと――今度、十八条の二の本文に、都道府県は県と市町村との連絡、市町村相互間の連絡協調をはかるというふうに特に御規定なさつた趣旨というのは、何か干渉、圧迫というような悪い面のにおいてあるのじやないか、これを考えるのは邪道と思いますが、けれども、そういうおいを感じざるを得ない節もある。だから「連絡協調を図る」、協調という二字が入りましてから、連絡というよりは協調といふ字が入った方がこれは大きいのです。うね、列車も長い方が大きいのだから……。だから連絡というのに協調を入れたというところに、何かあなたの舌の手品の種があるのではないだろうかと心配したのですが、今日の時点においてないとおっしゃるが、今日の時点においてないといふところに、消防本来の性格並びに立場から申しましても、今までの建設前から変わつていて、市町村消防でなくして府県消防というような工合に持つてゐるところをするようなことがかりにあるとするなら、これは私は相当危険だと思ひますから、この際ぜひ、もしその危険があるなら承つておきたいと思つたのですが、ないとおっしゃるならそれを信じておきます。ぜひのこととは、市町村を中心として、大いに常設消防の強化並びに防災活動の強化という方向に指導していただきたい。

そこで、ついでに気になることがあります。御提案になりましたね。やはり第四の目標の中に、都道府県が市町村相互間の消防職員の人事交流のあっせんをするという。これも私は、人事をかえて消防というものを何か不明朗化する原因になつていらっしゃるのですか。何か人間的に人事の面で各市町村消防を押えていくという感じが出てきているような気がしてしようがないのですが、どうでしょうか。

○藤井政府委員 これは警察その他と違いまして、自治体消防ということであり、市町村消防の消防職員ということでござりますので、県は人事権といふようなものを全然持つておるわけではありません。そういう点で本質的に違うと思うのです。ただ現実の消防界といふものをながめておりますと、自治体消防に移行いたしましてから本年で十五年を迎えるわけであります。その間やはり小さい自治体消防のところでは、非常に人事の渋滞が見られます。二十人や三十人の消防職員しか持つておらぬというような市町村消防では、どうしてもやはりそういう人事の渋滞というものが起こりがちでござります。そういうような面からいたしまして消防界自体からも、ある程度の交流ということが行なわれてしかるべきではないかというような声も実はあるわけであります。

それが一つと、そのほかに先刻来話題になつております一定規模の市町

村について消防本部・署というものの設置を義務づけるということに相なって参りますと、今まで常設消防の全然ないところにそういう消防署、消防本部ができていくわけでありますから、当然専門の消防職員あるいは消防職員を指揮監督してその統御に当たつていくという、指導者というものが必要になつて参ります。そういういた場合には、どうしてもやはり県の方に適当な人がいなかといふようなことで、相談に参るといふような事態も、從来もございましたし、今後こういうふうに組織的に義務づけるということになつて参りますと、当然そういうような要請も出て参ることが考えられるのであります。今のような点を考慮いたしまして、人事交流のあつせんに関する事項を県の一つの権限として、所掌事務として一号加えるということにいたしましたのでございます。人事交流のあつせんということをございますので、このこと自体、県の方からあまり積極的に差し出がましくやれるものでもございませんですし、市町村の方でいやだと言えばそれまでのことでござります。しかしながら、こういう権限といいますか、所掌事務を土台として非常にこれを悪用をして、実質上の人事の干渉にまで至るというようなことになりましては、これはお話しのように私は好ましくない方法であると思います。絶対そういうことはさせないよう、運営面からしましても、十分の監督指導を徹底して参りたいと思つております。

ところの地方選挙への介入というようなことが将来起きないよう、これは十分一つお願ひいたします。消防個人である場合には差しつかえないといふような通達を出されぬように、ぜひやつていただきたい。そうして地方選挙並びに中央選挙などにおけるところの消防団の活動いかんによつては、君のやり方はだめだ、与党の選挙に対しして協力しないようなことは、もつて任務を全うする事ではないから、山間僻地の市町村の消防の方に転職を命ずるなんていうことにならないように、ぜひこの際あなたの御聲明を心にとめて理解しておきたいと思います。

○永田委員長 他に質疑はありませんか。——なければ本案についての質疑はこれにて終了いたしました。

○永田委員長 これより本案を討論に付するのであります、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたしたいと存じます。御異議ありませんか。

○永田委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○永田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決いたします。

○永田委員長 起立総員。よつて、本補償責任共済基金法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めました。

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いました。

○永田委員長 次に道路交通法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑を行ないます。門司亮君。

○門司委員 私はこの法案を通す前に、要望というか、当局の意見を一つだけ聞いておきたいと思います。

それは、道路交通の取り締まりをする警察官自身ができるだけ運転できる人を——全部といっていいが、交通の取り締まりに当てていただきたいと思います。私がそのことを要望するのは、やはり取り締まる方も取り締まるられる方も運転技術を得ておって、同じ心理に立った取り締まりの方が運転手にびんと来る。全然違うと、それじゃお前運転してみろといわれたって——その場合こうなっているから無理じやないかということが、かりに取り締まりを受ける運転手の心の中にはあつたとすれば、いつまでたってもうまくいかないと私は思うのです。やはり取り締まりの警察官は全部運転の心得があるって、自分が運転すればこういうふうになる、また事故についてもそういう心理の理解の度が高まってきたはしないか。ただ無鉄砲に、外から見ただけの形で取り調べをするのでなく、自分がやればこうなるのだというような、運転者の心理になつて取り締まりのできるような方法がうまい方法だと考えられるのですが、そういう点について全部の警察官が運転技術を修

つけるように、いろいろ勉強をいたしておるような状況でございまして、たゞいまお話しののような方向に警察官自身も非常に意欲が向いておるという事情でございます。さらにこれを拡充いたしまして、ただいまお話しのような御趣旨に沿うように今後とも努力して参りたいと考えておる次第であります。

やつてもらいたい。ことに私遺憾に考

あります。

○永田委員の報告を終り、
○緑綱委員会道路交通事故調査のため出
ます。

調査班 委員長、一
夫の三理伴いまして、同二現地を調査
このたび審査を重ねて、近く汽
動車国道部を改正して、大坂
情を調査に限られ、は參りま
分意を尽は位の熱心の調査自ら
した。また、川
に原田憲員がそれから
た。この際上
げます。次に、
と、私ど
ち、三月
察本部に
より、大

員長 この際、派遣委員より
聴取いたします。綾瀬彌三君。
ただいま求められました
法の一部を改正する法律案審
査の派遣委員の報告を申し上げ
いたしましては、永田亮一
小澤太郎、太田一夫、二宮武
事と私が、崎川主任調査員を
て、三月二十四日東京をた
十五日大阪府及び京都府下の
査いたしたのであります。

第一次交通規制の行なわれました昭和三十五年七月以来の交通事情、交通規制の実情を詳しく聽取し、午後は市内の交通事情を見るため、長柄橋を経由して日本道路公團京都南インターチェンジに到着し、高橋日本道路交閑大阪建設局長より名神高速自動車国道の概況について説明を聞き、次いで名神自動車国道の京都南インターチェンジを、最高時速百三十キロメートルのスピードで往復し、道路構造の調査をもとより、これから定めようとしたしております高速自動車国道における自動車の交通方法の特例につきましても、不十分ではありましたけれども、実地に調査を行なったのであります。

調査はさきに述べましたごとく、名神高速自動車国道の実情調査並びに大阪市内におきまする交通事情、交通規制の状況はどうかという二つでござりますので、便宜上、名神高速自動車国道の調査から申し上げます。

この路線は小牧市から西宮市に至る延長百九十一キロメートルの区間であります。また設計速度は時速平坦部百二十キロメートル、丘陵部百キロメートル、山岳部八十キロメートルとなつております。また総幅員は二十四・四メートル、一車線の幅員は三・六メートルであり、路面はアスファルト舗装、車線数は四車線、インターチェンジは十四カ所、バストップ三十三カ所、設計荷重は自動車荷重二十トン、重宝構造物としては、トンネル六カ所、長大橋二十一カ所、高架橋七十九カ所となっております。そのほか休憩施設といたしまして、サービスエリア四カ所、パークィングエリア九カ所が設けら

十四億円、完成予定は昭和三十九年度となっております。なお、高速自動車国道におきましては、すでに政府の提案理由の説明にもありましたように、高速自動車国道におきましては、自動車以外の車両及び人の通行は禁止され、構造面におきましては、他の道路等との交差はすべて立体交差方式をとること、一般の道路との連絡はインターチェンジによること、並びに中央分離帯を設けて往復の交通を完全に分離するなど、一般の道路の場合とはかなり異なる交通方法をとることになります。

さて、私どもが実地に調査いたしましたのは、名神高速自動車国道のうち、本年七月十五日から供用を開始される予定となっております尼崎一栗東間七十一・六キロメートルの一部であります。すなわち京都南インターチェンジから滋賀県栗東インターチェンジに至る二十九・六キロメートルの区間でありますて、工事は一部を除いてすでに相当進捗しております。私どものよう 東京や大阪の麻痺寸前の道路交通事情、ないしわが国の劣悪なる主要幹線道路を見なされている者にとりましては、平地や山間を貫いて走る四車線二十四・四メートルの名神高速自動車国道は非常に快適な印象を与えられ、りっぱなできばえであり、実際に百十キロないし百三十キロメートルのスピードで走らせてみました結果も、その安定感は一般的の道路で四、五十キロ出している場合と大差なく、聞きしにまさる上々の安定感でございましました。またわずか四十分間程度の試験的

Digitized by srujanika@gmail.com

な運転時間ではありましたか、運転者の言によりますれば、ほとんど疲れないということでありました。

次に、このたびの調査を通じて若干の所見を申し述べたいと思います。

第一点は、最高及び最低速度の問題であります。もちろん短時間のきわめて不十分な調査でありますので、断定的な所見は避けるべきであります。もちろん短時間のきわめて不十分な調査でありますので、断定的な所見は避けるべきであります。が、まず最高速度について申しますが、まず最高速度について申しますが、まず最高速度について申しますが、

と、私どもの印象といたしましては、国産車の最高速度は、走行の安全性なども考え大体百十キロメートルが許容の限度ではないかと考えられました。

次に、高速自動車国道における危険性と、私どもの印象といたしましては、国産車の最高速度は、走行の安全性などを考え大体百十キロメートルが許容の限度ではないかと考えられました。した趣旨並びに安全性の見地から考えまして、多種多様な車種の存在するわが国の場合、高速自動車国道におきまする最低スピードを幾らにするかといふことは、なかなか技術的にもむずかしい問題であろうと思いまするが、最高速度を決定する以前の重要な問題として指摘せざるを得ませんのは、前述のように多種多様な車種のあるわが国におきまして、高速自動車国道に乗り入れを許される車種をどのようにしてきめるかということです。

次に、車種をきめたあと、自動車を安全にかつ円滑に走らせていく上での対策の問題といたしましては、第一に高速自動車国道における円滑な走行を阻害するおそれのある性能不良の自動車を、どのようにして発見するかといふことでございます。

第二には、自動車の積荷の重量が許された積載重量をオーバーしておりますと、当然スピードは落ちることになります。ひいては他の自動車の円滑かつ能率的な運行をはばむことになります

が、積載重量の適否をどこでどのようにして認定するかということでありま

す。

第三に、高速度自動車国道におきましては、一般的の道路の場合と異なり、道路上の小さな落下物といえども事の原因となりかねない危険な要素を

はらんでおります。従つて、積荷の方

が、最高のスピードにたえ得る間違

いのない、確かなやり方であるかどうか

思われます。

次に、今回実地調査を行ないました

上でも依然として、はたしてうまくいく

だらうかと疑念を抱かれましたのは、

高速自動車国道と一般の道路との連絡

すれば、最高速度で走っているハイウ

エーの自動車の流れの中にあっていく

ことはきわめて困難だらうと思われる

からであります。

次に、高速自動車国道における安全

性の見地から重要な問題として、設置

される道路標識の大きさ、あるいは文

字なし記号をどのようにするかとい

うことがあげられると思いますが、残

念ながら今回の調査では、現地でその

準備がなされたために、その適否

を調査することができませんでした。

以上、不十分ながら所見を申し述べ

ましたが、実際に現地の道路構造を

見て、直接最高スピードで自動車を走ら

せてみまして痛感いたしましたこと

は、このような高速自動車国道において多くの自動車が安全かつ円滑に走行するためには、何よりも運転者がその義務として、完全に交通法規を順守することとより、高度の技術と経験、並びに高い交通道徳を身につければならないということでありま

す。

第三に、高速度自動車国道においては、一般的の道路の場合と異なり、

道路上の小さな落下物といえども事の原因となりかねない危険な要素を

はらんでおります。従つて、積荷の方

が、最高のスピードにたえ得る間違

いのない、確かなやり方であるかどうか

思われます。

次に、大阪市内の交通規制の状況に

ついて申し上げます。

大阪市の第一次交通規制が昭和三十五年七月に、第二次交通規制が同三十六年四月十日、第三次交通規制が本年三月一日から実施されております。現在問題は、第一次交通規制が昭和三十五年七月に、第二次交通規制が同三十六年四月十日、第三次交通規制が本年三月一日から実施されております。現在問題は、昭和三十五年以來逐年深刻の問題であります。少なくとも相当に高密度の運転技術、経験を持つ者でなければ、最高速度で走っているハイウエーに入る場合の運転技術上

の問題であります。少くとも相当に

高密度の運転技術、経験を持つ者でなければ、最高速度で走っているハイウエーの自動車の流れの中にあっていく

ことはきわめて困難だらうと思われる

からであります。

次に、高速自動車国道における安全

性の見地から重要な問題として、設置

される道路標識の大きさ、あるいは文

字なし記号をどのようにするかとい

うことがあげられると思いますが、残

念ながら今回の調査では、現地でその

準備がなされたために、その適否

を調査することができませんでした。

以上、不十分ながら所見を申し述べ

ましたが、実際に現地の道路構造を

見て、直接最高スピードで自動車を走ら

せてみまして痛感いたしましたこと

であります。

二阪神国道外六路線の迂回路に停滯が

相当に増加いたしましたけれども、警

察当局の見解としては、これによつて

ともかく市内中心部においては一応の

混雑緩和をはかり得たことであ

ります。

第三に、高速度自動車国道における危険防

止上決してゆるがせにはできない問題

であります。これまでどのような方法でこれを確認するか大きな問題だと

思われます。

次に、今回実地調査を行ないました

上でも依然として、はたしてうまくいく

だらうかと疑念を抱かれましたのは、

高速自動車国道と一般の道路との連絡

すれば、最高速度で走っているハイウ

エーの自動車がインターでエンジンか

らハイウェーに入る場合の運転技術上

の問題であります。少くとも相当に

高密度の運転技術、経験を持つ者でなければ、最高速度で走っているハイウエーの自動車の流れの中にあっていく

ことはきわめて困難だらうと思われる

からであります。

次に、高速自動車国道における安全

性の見地から重要な問題として、設置

される道路標識の大きさ、あるいは文

字なし記号をどのようにするかとい

うことがあげられると思いますが、残

念ながら今回の調査では、現地でその

準備がなされたために、その適否

を調査することができませんでした。

以上、不十分ながら所見を申し述べ

ましたが、実際に現地の道路構造を

見て、直接最高スピードで自動車を走ら

せてみまして痛感いたしましたこと

であります。

二阪神国道外六路線の迂回路に停滯が

相当に増加いたしましたけれども、警

察当局の見解としては、これによつて

ともかく市内中心部においては一応の

混雑緩和をはかり得たことであ

ります。

第三に、高速度自動車国道における危険防

止上決してゆるがせにはできない問題

であります。これまでどのような方法でこれを確認するか大きな問題だと

思われます。

次に、今回実地調査を行ないました

上でも依然として、はたしてうまくいく

だらうかと疑念を抱かれましたのは、

高速自動車国道と一般の道路との連絡

すれば、最高速度で走っているハイウ

エーの自動車がインターでエンジンか

らハイウェーに入る場合の運転技術上

の問題であります。少くとも相当に

高密度の運転技術、経験を持つ者でなければ、最高速度で走っているハイウエーの自動車の流れの中にあっていく

ことはきわめて困難だらうと思われる

からであります。

次に、高速自動車国道における安全

性の見地から重要な問題として、設置

される道路標識の大きさ、あるいは文

字なし記号をどのようにするかとい

うことがあげられると思いますが、残

念ながら今回の調査では、現地でその

準備がなされたために、その適否

を調査することができませんでした。

以上、不十分ながら所見を申し述べ

ましたが、実際に現地の道路構造を

見て、直接最高スピードで自動車を走ら

せてみまして痛感いたしましたこと

であります。

二阪神国道外六路線の迂回路に停滯が

相当に増加いたしましたけれども、警

察当局の見解としては、これによつて

ともかく市内中心部においては一応の

混雑緩和をはかり得たことであ

ります。

第三に、高速度自動車国道における危険防

止上決してゆるがせにはできない問題

であります。これまでどのような方法でこれを確認するか大きな問題だと

思われます。

次に、今回実地調査を行ないました

上でも依然として、はたしてうまくいく

だらうかと疑念を抱かれましたのは、

高速自動車国道と一般の道路との連絡

すれば、最高速度で走っているハイウ

エーの自動車がインターでエンジンか

らハイウェーに入る場合の運転技術上

の問題であります。少くとも相当に

高密度の運転技術、経験を持つ者でなければ、最高速度で走っているハイウエーの自動車の流れの中にあっていく

ことはきわめて困難だらうと思われる

からであります。

次に、高速自動車国道における安全

性の見地から重要な問題として、設置

される道路標識の大きさ、あるいは文

字なし記号をどのようにするかとい

うことがあげられると思いますが、残

念ながら今回の調査では、現地でその

準備がなされたために、その適否

を調査することができませんでした。

以上、不十分ながら所見を申し述べ

ましたが、実際に現地の道路構造を

見て、直接最高スピードで自動車を走ら

せてみまして痛感いたしましたこと

であります。

二阪神国道外六路線の迂回路に停滯が

相当に増加いたしましたけれども、警

察当局の見解としては、これによつて

ともかく市内中心部においては一応の

混雑緩和をはかり得たことであ

ります。

第三に、高速度自動車国道における危険防

止上決してゆるがせにはできない問題

であります。これまでどのような方法でこれを確認するか大きな問題だと

思われます。

次に、今回実地調査を行ないました

上でも依然として、はたしてうまくいく

だらうかと疑念を抱かれましたのは、

高速自動車国道と一般の道路との連絡

すれば、最高速度で走っているハイウ

エーの自動車がインターでエンジンか

らハイウェーに入る場合の運転技術上

の問題であります。少くとも相当に

高密度の運転技術、経験を持つ者でなければ、最高速度で走っているハイウエーの自動車の流れの中にあっていく

ことはきわめて困難だらうと思われる

からであります。

次に、高速自動車国道における安全

性の見地から重要な問題として、設置

される道路標識の大きさ、あるいは文

字なし記号をどのようにするかとい

うことがあげられると思いますが、残

念ながら今回の調査では、現地でその

準備がなされたために、その適否

を調査することができませんでした。

以上、不十分ながら所見を申し述べ

ましたが、実際に現地の道路構造を

見て、直接最高スピードで自動車を走ら

せてみまして痛感いたしましたこと

であります。

二阪神国道外六路線の迂回路に停滯が

相当に増加いたしましたけれども、警

察当局の見解としては、これによつて

ともかく市内中心部においては一応の

混雑緩和をはかり得たことであ

ります。

第三に、高速度自動車国道における危険防

止上決してゆるがせにはできない問題

であります。これまでどのような方法でこれを確認するか大きな問題だと

思われます。

次に、今回実地調査を行ないました

上でも依然として、はたしてうまくいく

だらうかと疑念を抱かれましたのは、

高速自動車国道と一般の道路との連絡

すれば、最高速度で走っているハイウ

エーの自動車がインターでエンジンか

らハイウェーに入る場合の運転技術上

の問題であります。少くとも相当に

高密度の運転技術、経験を持つ者でなければ、最高速度で走っているハイウエーの自動車の流れの中にあっていく

ことはきわめて困難だらうと思われる

からであります。

次に、高速自動車国道における安全

性の見地から重要な問題として、設置

される道路標識の大きさ、あるいは文

字なし記号をどのようにするかとい

うことがあげられると思いますが、残

念ながら今回の調査では、現地でその

準備がなされたために、その適否

以上をもしまして簡単でございます
が、派遣委員の報告といたします。

○永田委員長 以上で派遣委員よりの報告は終わりました。

○永田委員長 次に、引き続き質疑を行ないます。太田一夫君。

○太田委員 最初に、今報告にありますした高速自動車道路の通行に関する今後の新しい規制、これに関連をする改正案についてお尋ねをしたいと思うのであります。これは富永局長からお答えをいただいてもけつこうであります。

が、最高速度の政令、最低速度の政令については、今日そろそろ結論が出て腹案が固まりつつあるのかどうか。もしあるとするなら、明らかになつていい点だけでもけつこうですから、概略のお話をいただきたいと思います。

○富永政府委員 高速道路の最高速度の制限及び最低速度の制限につきましては、政令で定められるものでござりますが、いろいろ各関係機関と寄り集

まつて何回か検討は続けております。理論的にも、あるいはまた外国の資料などももちろん取り寄せましてやつておりますが、何しろ現在の名神高速道路は、ごらんになつたように、まだ全部は舗装いたしておりません。従つて、実地にテストするためには、どうしても三十八キロから四十キロくらいの距離の道路が完全に舗装された上で、常時一体どのくらい出るのだろうかということをやってみなければわからないと思つてございます。且下のところ、一応めどとしましては——たゞいま御報告では、最高速度百十キロとございましたが、百ないし百十キロ

見当、あるいは最高速度の制限につきましては、五十九ないし六十キロのめどで検討はいたしておりますが、日本の車両の性能の問題なりあるいは運転者の素質の問題、こういったものも加味しなければなりません。大体五月ころに実際の道路が相当長距離でき上がりますので、その上でいろんなテストを

しますので、データを集めて、政令で定めたいというふうに考えております。

○太田委員 國家公安委員長にお尋ねをいたします。交通関係閣僚懇談会などにおいて、将来の交通のあり方についていろいろと御意見の御交換があつたんだろうと思いますが、それに関連しまして、これは必ずしも公安委員長の管轄下じゃありませんけれども、将来日本の國の自動車はいかなる性能のものをもって標準とするか、こういうことについて意見の交換がなされたことがあります。あるとするならば、この際御発表いただきたいと思うのです。

○富永政府委員 自動車の車幅につきましては、当然一定の制限があるわけですが、たとえば乗用車だって、車幅三メートル以上のもの、これを日本の国において今後スタンダードとしてつくる必要があるとお考えになつていらっしゃるか、それは困るというふうにお考えになつていらっしゃるか、その見解を一つ。

○富永政府委員 自動車の車幅につきましては、当然一定の制限があるわけですが、たとえば乗用車だって、車幅三メートル以上のもの、これを日本の国において今後スタンダードとしてつくる必要があるとお考えになつていらっしゃるか、それは困るというふうにお考えになつていらっしゃるか、その見解を一つ。

○太田委員 輸出の車のことを見た

り、特別大きな大型車、重量運搬車の規格はどうなるかということを聞いておるわけではありません。国内の道路を通行する日本の國の乗用車、特に乗用車はいかなる規格をもってスタンダードとするお考へであるか。このお考へがあるわけでござります。現在二メートル五十になつておると思いますが、それが広がるということはちょっと考へられないではなかろうか。と申しますのは、今度日産のセドリック二九〇〇CCですかが出来ましたが、車幅はやはり今までと変わりなく、長さが変わつておる程度でございまして、おそらくそれ以上に車幅が広がることは考えられないではなかろうかといふように考へておられます。

○太田委員 それでは、外國の今日本合においては、閣僚からさらに事務当局に對して鞭撻するという申し合わせをきょういたしました。しかしながら、自動車の性能についてどういうもののが望ましいというような

蔵大臣、行政管理庁長官、建設大臣といつたような、自動車というものに全然関係のない、関係がないと言つてはおかしいですが、専門家でない閣僚がたくさんおるために、そういう専門的な話はまだ出ておらないわけであります。

○太田委員 これはだれか専門家がいらっしゃつたらお答えをいただきたいのですが、たとえば乗用車だつて、車幅三メートル以上のもの、これを日本の国において今後スタンダードとしてつくる必要があるとお考へになつていらっしゃるか、それは困るというふうにお考へになつていらっしゃるか、その見解を一つ。

○富永政府委員 これは必ずしも公安委員長の管轄下じゃありませんけれども、将来の日本の國の自動車はいかなる性能のものをもって標準とするか、こういうことについて意見の交換がなされたことがあります。あるとするならば、この際御発表いただきたいと思うのです。

○太田委員 輸出の車のことを見たり、特別大きな大型車、重量運搬車の規格はどうなるかということを聞いておるわけではありません。国内の道路を通行する日本の國の乗用車、特に乗用車はいかなる規格をもってスタンダードとするお考へであるか。このお考へがあるわけでござります。現在二メートル五十になつておると思いますが、それが広がるということはちょっと考へられないではなかろうか。と申しますのは、今度日産のセドリック二九〇〇CCですかが出来ましたが、車幅はやはり今までと変わりなく、長さが変わつておる程度でございまして、おそらくそれ以上に車幅が広がることは考えられないではなかろうかといふように考へておられます。

○太田委員 富永さん、まさかしろうとじゃないでしよう。さつき門司先生がお尋ねになつたのは、これからは自動車のことを取り締まりする人は、自動車のことを知らなければならないことをおっしゃつた。自動車を知らないことをおっしゃつた。自動車を知らないと性能が高まっていくという方向の線はたどるというふうに聞いておるわけ

でございます。

○太田委員 富永さん、まさかしろうとじゃないでしよう。さつき門司先生がお尋ねになつたのは、これからは自動車のことを取り締まりする人は、自動車のことを知らなければならないことをおっしゃつた。自動車を知らないことをおっしゃつた。自動車を

車、あるいは二メートル、二・一メートル、二・二メートル以上というのにございますが、私の方の聞いておりま

すのは、たとえば、今までですと、乗用車でいりますと排気量は一九〇〇C程度でございましたが、ことにな

りまして、それよりふえた新車が出てきたわけでござります。ですから、日本の乗用車も、今後高速自動車道路が本の乗用車も、今後高速自動車道路が車の車幅がうんと広がるということはないじやないかと思いますし、それから、日本は通産省の所管でございますが、もちろん世界に輸出するものと思いますが、ものが、そういつた外国車よりも広がつたものを輸出するというふうなこともないじやなかろうかというふうに考えます。

○太田委員 これは必ずしも公安委員長の管轄下じゃありませんけれども、将来の日本の國の自動車はいかなる性能のものをもって標準とするか、こういうことについて意見の交換がなされたことがあります。あるとするならば、この際御発表いただきたいと思うのです。

○太田委員 これはだれか専門家がいらっしゃつたらお答えをいただきたいのですが、たとえば乗用車だつて、車幅三メートル以上のもの、これを日本の国において今後スタンダードとしてつくる必要があるとお考へになつていらっしゃるか、それは困るというふうにお考へになつていらっしゃるか、その見解を一つ。

○富永政府委員 現在外國車につきましても、たとえば二メートル未満の

車、あるいは二メートル、二・一メートル、二・二メートル以上というのにございますが、私の方の聞いておりましては、五十九ないし六十キロのめどでござりますが、私の方の聞いておりま

すのは、たとえば、今までですと、乗用車でいりますと排気量は一九〇〇C程度でございましたが、ことにな

りまして、それよりふえた新車が出てきたわけでござります。ですから、日本の乗用車も、今後高速自動車道路が車の車幅がうんと広がるということはないじやないかと思いますし、それから、日本は通産省の所管でございますが、もちろん世界に輸出するものと思いますが、ものが、そういつた外国車よりも広がつたものを輸出するというふうなこともないじやなかろうかというふうに考えます。

○太田委員 富永さん、まさかしろうとじゃないでしよう。さつき門司先生がお尋ねになつたのは、これからは自動車のことを取り締まりする人は、自動車のことを知らなければならないことをおっしゃつた。自動車を知らないと性能が高まっていくという方向の線はたどるというふうに聞いておるわけ

でございます。

○太田委員 富永さん、まさかしろうとじゃないでしよう。さつき門司先生がお尋ねになつたのは、これからは自動車のことを取り締まりする人は、自動車のことを知らなければならないことをおっしゃつた。自動車を

車、あるいは二メートル、二・一メートル、二・二メートル以上というのにございますが、私の方の聞いておりましては、五十九ないし六十キロのめどでござりますが、私の方の聞いておりま

すのは、たとえば、今までですと、乗用車でいりますと排気量は一九〇〇C程度でございましたが、ことにな

りまして、それよりふえた新車が出てきたわけでござります。ですから、日本の乗用車も、今後高速自動車道路が車の車幅がうんと広がるということはないじやないかと思いますし、それから、日本は通産省の所管でございますが、もちろん世界に輸出するものと思いますが、ものが、そういつた外国車よりも広がつたものを輸出するというふうなこともないじやなかろうかというふうに考えます。

○太田委員 富永さん、まさかしろうとじゃないでしよう。さつき門司先生がお尋ねになつたのは、これからは自動車のことを取り締まりする人は、自動車のことを知らなければならないことをおっしゃつた。自動車を

車、あるいは二メートル、二・一メートル、二・二メートル以上というのにございますが、私の方の聞いておりましては、五十九ないし六十キロのめどでござりますが、私の方の聞いておりま

すのは、たとえば、今までですと、乗用車でいりますと排気量は一九〇〇C程度でございましたが、ことにな

りまして、それよりふえた新車が出てきたわけでござります。ですから、日本の乗用車も、今後高速自動車道路が車の車幅がうんと広がるということはないじやないかと思いますし、それから、日本は通産省の所管でございますが、もちろん世界に輸出するものと思いますが、ものが、そういつた外国車よりも広がつたものを輸出するというふうなこともないじやなかろうかというふうに考えます。

○太田委員 富永さん、まさかしろうとじゃないでしよう。さつき門司先生がお尋ねになつたのは、これからは自動車のことを取り締まりする人は、自動車のことを知らなければならないことをおっしゃつた。自動車を

車、あるいは二メートル、二・一メートル、二・二メートル以上というのにございますが、私の方の聞いておりましては、五十九ないし六十キロのめどでござりますが、私の方の聞いておりま

私は三〇〇〇〇CCCと聞いているが、この三〇〇〇〇CCCなら三〇〇〇CCCといふ大型の、非常に高馬力のエンジンを装備した車ができるてきた。これがハイウェー用になってくる。これが一般道路も通行するのだということになると、そうすると今の一九〇〇といふのはそろそろいか用になるかもしれません。そういう傾向にあるのかどうかということを聞いている。一九〇〇はこれからどんどん日本の国でたくさん生産され、それが日本の国のハイウェー用として、花形として走る、日本の國產車、國民用の車のモデルになるのだとおっしゃるなら、私はそのつもりで考える。それが一九〇〇か三〇〇〇かわからぬじや、議論のしようがないじやありませんか。ここは通産省の、業界の関係であつて、通産省が来ていらっしゃらないから、通産省の方に来てもらつてお尋ねしようと思つていてるわけではないから呼んでもないが、もし必要があれば、あなたの方でお答えできなければ呼んで下さい。これは長官でも國家公安委員長でも、何か大きっぽに、日本の國の自動車というものの将来のあり方、これを一つお答えできたならば、この際お答えしておいてもらいたい。よくなつていくだらうなんておっしゃつては困ります。

初の御質問の、車軸につきまして、
大きなものがふえていくとい
うことはおそらくないのじゃないかと
いうふうに考えますし、それから、最
初の御質問の、車軸につきまして、
今のところ、現在保安基準で二・五
メートル以下になつております。です
から、乗用車でこれをこえるということ
は、これはないというふうに考えます。
○太田委員 しかば、長さについて
はいかがですか。

○富永政府委員 自動車全体の長さは
十二メートル以下でこれも抑えられて
おりますが、乗用車につきましては、
またそれぞれ規格があるわけでござい
ます。

○太田委員 乗用車というものを今私
はお尋ねしておるわけですが、十二
メートルなら十二メートルというト
ラックなりバスなりというものを引き
合いに出してこれをおつしやるなら、
十二メートルまで乗用車が伸びる可能
性というのをわれわれは考えなければ
なりません。バスのような大きな車に
一人だけ乗れるのですか。気分はいいで
しょうけれども、この規制された生活の
中ではたまたまものじやありませんよ。

○富永政府委員 ただいま十二メート
ルと申しましたのは、自動車全般につ
いてでございます。もちろん、それを
こえる場合においては陸運局長が特別
認可する、特認の車両というものがあ
るわけでございますが、乗用車につき
ましては、小型自動車は長さ四メート
ル七十以下になつております。

○太田委員 あなたの考え方として、
現行法制上のお答えをなさったことと
ついて別にとやかく言うわけではありません
けれども、私は特に乗用車を申

心にお聞きしておる。トラックの規制についても、乍合制限、経験年数制限というこの条件というものはないが、六トンまでは大型としないという点から、免許証についても、乍合制限、経験年数制限といふのを何らか――現在本の園の現状というのものからそこに出でるわけだ。そうしてみると、なぜかは緩和されておるわけです。これは日曜日は、乗用車というものを何らか――現在在どんどん交通が稠密化して参りまた、混亂して参りました原因には、大型乗用車というものが相当原因をしておるわけです。これは大量輸送機関車がござりませんからね。一人か二人で乗らなければ乗らない。もちろん一人は運転手が乗り、運転手のほかに一人乗るというのが大体平均ですから、こういう大きな車に一人だけ乗せて混雑する中を自由に走る、それに対して何ら規制は加えられない。そうして五トン、六トンのトラックに載せた日常貨物などの運送については、こっちはいいの悪いの、というような妙な問題に今交通取り締まりが来ておりますから、そんなことは、大阪の都市の問題にも関連しておりますが、それは私はこの際ここで語りたいはまたヒルマンならヒルマンといふのは将来とも野放しであるのかどうか。一九〇〇〇CCといふ今までのトヨペットクラウンとかセドリック、あるいはまたヒルマンならヒルマンといふような車もありますけれども、その国産中型車といふのが今後ハイエースを走るのか、三〇〇〇〇CCをうたつたスペシャル・カスタム、それに今後さや寄せされていくのか、これはどちらでしようかということです。さつき五十キロか六十キロが最低であって最最高

百キロから百十キロだとおっしゃる。われわれが見たのは、日本の「九〇〇〇CC」のトヨペットクラウンを中心として、これを日本の今のハイウェイにおけるスピード・テストをしたのですから、だから将来はどうだということを聞いています。日本の國の自動車生産に対する方針はどうだということを聞いています。あなたは交通関係だから交通の法規だけだというようなことを聞くまでもなく、もう一步大きくなって、将来というものをちょっと考えていただきたい。

○篠田国務大臣 この問題は、御指摘の通りの重要な問題でありまして、私たちとしては、今回大阪でも幅二メートル以上の大型車の規制もしたわけでありますから、できる限り交通の混雑緩和に、支障にならない程度の車をもつて理想と考えております。しかしまして、産省方面その他において、高速道路に対する大型車という考え方を持つておられるかもしれませんが、これは至急次の交通閑僚懇談会にこの問題を提出いたしまして、関係各省において、乗用車では、ことに国内用乗用車については、できるだけ大型化しないという一つの方向にまとめていきたい、こう考

えています。特別な車の場合はよろしく思います。

○太田委員 むやみに野放団に大きくならないことをお考えになるのは、現在の道路事情から考えて当然の帰結だらうと思いますし、ぜひそういう方向で考えていただか必要が非常にあります。

いですが、ぜひ日本の国情に合う車といふものを編み出す必要がありますね。どうですか。フォルクスワーゲンをもって経済車、国民車としておるのも、ドイツの国民の気持と、それからまたドイツの産業とドイツの経済事情とドイツの道路と、幾つかの問題から切り出して、そこにおのずから骨組が出来た。日本は初めのうちは小さかった。小さな小さなダットサンみたいなものが出て、それが今日三〇〇〇CCの容量を誇るようなスペシャルまで――同じように製造会社でも飛躍をしていったわけです。そこにどんどん無制限に大きくなっていますと、どうも日本国道路事情というものを複雑化してくるだけである、混乱を増大するだけのよう気がする。そして通産省に対してもう少し国策としての――国策というよりは日本の國の土針として、何か道路交通事情に合致するように、そうして経済の発展にも資するよう、そういう点で指導的な何かをお持ちになる必要があるような気がする。これは交通関係の皆さんがそれに対して定見をお持ちにならなければいけないと思うのです。受け身の立場ではいけない、積極的にやらなければいけない。もつと打って出で下さい。車両のことは運輸省、それからつくる方のことは通産省だなんておっしゃらないで、それを総合して、一つ自治省において、國家公安委員長は特にその点の縦木山となられるとうに御期待したいと思います。

題が問題になつてゐるのですが、私は
きのうも太田先生たちと一緒に見てき
たわけです。なるほど四車線でござい
ますから、道路自身としてはりっぱな
道路ですし、一車線の幅員といふもの
も一応日本の状態にマッチしたものだ
と思うのです。全体としては広いだ
けれども、車の幅員とか長さといふも
のは、あのりっぱな道路ができるも、
当然私は日本的に規制されなければな
らぬ問題じゃないか、こういうふうに
考へるわけでござります。従いまし
て、セドリックの新しいのができたの
ですが、国内で使う問題としては、特
殊の自動車は別でしようけれども、一
応は今ので程度で、とにかく今の大限
度以上に幅を広げたり長さを増すべき
ではない、こういうことを考へるので
す。むしろ長い間スピードをあれして
いますが、走ることに耐え得るだけの
性能のいい自動車をつくるということ
がすべてではなく、高速自動車道路が
全国に全部できるわけでもないので
す。結局そのインター・チェックから國
道なり府県道なり市町村道に入つてく
る、こういうことになりますと、高速
自動車道路だけの専用の車としては、
一車線といいたしましても今より少しづ
ゆとりのある幅でありますからいか
もしれませんけれども、しかしそが
高速自動車道路ばかり走るわけではあ
りませんし、今ので程度の制限で、それ
以上長くするとか広くするということ
は絶対にやらないようにするのが、道
路がよくなりましても今後の日本の交
通状態を安全にするゆえんであると
いうふうに私としては考へるのです。
そこで今大臣も申されましたか、一つ交

実は今まで道路が少しよくなつてく
ると、車というものが先に大きくなつ
てしまふというものが実情なんです。す
でに高速自動車道路が開通すれば、十
五トンくらいの貨物自動車も計画され
ておるようなことを相当前に新聞等で
見たわけですが、そういうことで道路
がいつも車に先を越されてしまう、そ
のために非常な交通の混乱を来たすと
いう結果を来たしておると思うので
す。高速自動車道路が一つ日本にでき
たわけですが、それだからといって今
太田先生が御質問になつたように、む
やみに幅員を広げたり長さを延ばすべ
きではないという考え方私は持つてお
りますが、これに対して一つ大臣のお
考えを承りたいと思います。

て交通閣僚懇談会あるいはその他の場面におきまして、私はただいまおっしゃつたような主張をお取り次ぎするとともに、私自身の主張としてもそういう考え方を持っておりますので、今後そういう方向に意見をまとめていきたい、こう考えております。

○纏綱委員 発言を許されたので、関連になるかならないかわかりませんが、今度道交法で高速自動車道路の取り締まり法ができるわけでございますが、私どもきのう走りましたのはぎわめて一部分でございますが、今度七月から九月でござりますか、完成するのも、これまでまた高速自動車道路のはんの一部分でござります。ことに大阪、京都から神戸の方も関係があると思うのですが、あの高速自動車道をとにかく走ってみたい、いわゆるカミカゼといいますか、スリルを味わうというような者が相当出てきて、いいかげんなボロ車がしばらくの間出るのじゃないかという感じがするのです。そこで私は、今の法案では、そこを通ります自動車は、どんな車でもこぼむわけにいかぬということに一応なっておるようですが、さいますけれども、むしろしばらく、この期間だけは試験的に走らせる、そういう考え方のもとに、相当性能のいい、あるいはある程度車種も制限をするというようなことで、一年間くらいは——ヤジウマが入ってくるおそれもありますし、一つ初めての高速自動車道路が利用されるようになりますした際は、むしろそういう形で持つていい事故を減少する一つの原因でないか取り締まり法を考えられるということ、が、あの高スピードで走る場合における事故を減少する一つの原因でないか

で、これに対しまして一つ御答弁をお願いします。

下さいと言つたのですが、どうも自分
の命があぶないということでおやりに
ならない。それで実は無事故運転のテス
トだけやりまして、最優秀車で走るテ
ストだけしかやらなかつた。これで
は将来ボロ車も出ると思いますので、
テストにならない。従つて運輸省にお
いては、タイヤ、チューブのたぐい
は、技術上の合格の認定がなければ使
えないということになつておるので
しょうか、どうでしようか、これをお
尋ねをしたい。

少やへてしたがたかなければならぬで、もう一つは空気圧を適正に入れていただかなければならぬ。そういうような取り扱いを氣をつけていただきたいと、そういうような事故になりますので、今度道路運送車両法の一部改正を国会にお願いしておりますけれども、日常の点検の義務づけのほかに、さらに定期点検の義務づけもいたしまして、そういう点について走行上、保安上大切な装備につきましては、十分定期的に点検をしていただく、そういうような手段を今後いたしまして、極力そういうような事故のないよう努めて参りたいと思っております。

○太田委員 宮田部長さん、それは点検とかどうとかということを中心に中心を置くということは、使用者側、ドライバーに一切責任が転嫁されていくわけですね。ところが私のお尋ねするのは、技術基準とかなんとかいう言葉を使つてありますね。技術基準に適合したものでなくちやならないというのでも、車輪といふものは、車体そのものに固定した部分についてはそれが言われておるが、付隨したものの中に、一番大事なタイヤ、チューブの問題について除外されておるのはいかにも不可解千方百だと思うのです。ですからそのためには、技術基準に適合したものでないと使つちゃならないという原則から出るべきではないか。そしてその点検を十分にしなさい。百十キロ走ったら——普通徐々に空気が抜ければ心配要りませんけれども、一挙に破裂するものがありますね。これなんかこわいと思うのです。隣の車がたまたまものじゃない。そういうことになりますと、タイヤ、チューブの研究をもう少

用のタイヤについては、今度日本に上り高規格道路ができますが、そういううのとくべき道にたどるものがでなければ、それがあなたの方としてJISマークの適用になるのかどうかわかりませんけれども、はめさせちゃならない。(くつてはならない。つくったものについては何らめんどうを見ないとか、くるものについて指導するとか、そういう方針について確立しておるのをしようか。

○代永説明員 御質問の趣旨は、今われわれといたしましてはタイヤ、メーカー一六社ございまして、日本としてはほかの企業に比べますと、寡占状態にあるのです。六社とも外國の技術を導入しておりますし、向こうの技術でやっておりますので、タイヤ自体の性能というか、品質においてはその國に比べて遜色はない。ただ日本は外國と違いまして、悪路が非常に多いということで、今のスタンダードは、普通乗用車は五万、トラック、バスが十万から七万キロメートル走る耐久力でやっているわけですが、悪路になりますと、その七掛くらいが大体日本のイヤのいわゆる固有の経年数になってくる。今お話を規格その他の問題につきましては、タイヤにつきましては、タイヤにつきましては、タイヤを今盛んにつくって、若干過当競争があり、その規格をさらに上回ってといふみな状態に陥っているわけです。これにつきましては自動車の方の完成度と、ロードがもつとかかるようなタイヤを今盛んにつくって、若干過当競争があり、その規格をさらに上回ってといふみな状態に陥っているわけです。これが

車の規格も、その力の技術もさることながら、われの技術としましても、外国のタイヤに劣らない域に達しているといううなものの、もう少し日本の道路並みのタイヤに規格を統一した方がいいんだけをよけいつくつて、そして併せが高くなるにかかわらず、値段はそのままだんだん下がっていくということは、企業の経営基盤の上からいってもゆゆしき問題であるということで、アメリカあるいは英國並みの規格に直して、今JIS規格がより以上、二割くらいオーバーの規格に實際はなっておられます。これをアメリカあるいは英国有並みの規格に直して、高速道路にいたる点において企業の改善、品質の改善その他について規格の統一、そういうものについて大いに指導していくべきだと思つております。

○富田説明員 今の先生のお話でござりますが、私、タイヤの問題は、道路の整備とともに最近だんだん高速にもなって参りますし、従つて新しい車が出ました際に、その車両の重量、それからそれに人間の重量、積載荷物の重量を足しまして総重量、それに合いますよううに、タイヤに無理のないように、それぞのタイヤのサイズあるいはブレイス数によりまして、適正な荷重がきますようになりますが、その荷重に合いまつておりますが、そこで、年々荷重を下げて参りまして、より安全のタイヤを使いますようになります。今まで行政指導もして参りましたし、基準をいろいろきめて参りました。そして今後ますます高速を出しますものにつきましては、その規制値を下げていこうと、今検討しております。それから先ほどの検査の際もつと嚴重にやつたらというお話をあります。が、その点私どももいたしましては、今後さらに嚴重にやつしていく所存でございます。

と、その粗悪品そのものによつて事故が起るわけありますから、そういう点も十分皆さんの方で、進歩発展、前向きの御指導を賜わりたいと思います。

大臣お急ぎのようですが、ついでに一つ。統計をいたしましたので、それに関連してお尋ねするのですが、この統計の中に、鉄道事故というものは、これは事故じゃないらしく、原因の調べの中には、全然ないのですね。そういうものが載つております。せんけれども私はずいぶん多いと思うのです。それで鉄道の問題について私がこの際お尋ねすることは、一たん停止といふものをやればいいのであります。それができないという点については、はしまうがないと思います。ぶつかつたらぶつかつた方が悪いでありますけれども、そればかり言っておるわけにはいきません。何しろ日本の国に踏切の多いのも、これはまた日本の悪路と同じように当然とする考え方がありますのであります。踏切の数が多いのも、これはまた日本のかかづかぬ方法は、立体交差以上に金のかかづかぬ方法は、踏切道の整理統合ですよ。自動車が通つたら車輪を落としそうなあぶない踏切などはどんどん整理してしまつて、ほかの道の方へ回し、そしてそこは踏切番がいるとか遮断機があるとかいうところに交通を導くということが必要だと思います。ある踏切を全部認めるから次から次へ、特急「こだま」に乗りましたとしてもホイッスルを鳴らさないと、なじで東京一大阪間を走るなんてことは、日本の踏切がどうかなつていて

。

思うのですが、ぜひ踏切の廃止統合の必要があると思いますが、公安委員長としてどうお考えになりますか。

○篠田國務大臣 確かにおっしゃる通り日本には踏切が多過ぎて、しかも無

人踏切が非常に多い。特にいかへ行きますとそういうところが非常に多くあります。踏切の統合あるいは無人踏切に対する、どうしても必要であるならば人材を配置するということは、絶対必要だと思います。

○太田委員 そうです。踏切に人間を配置することは必要だが、人間には不

注意というものがありますから、機械

だと思ひます。

○太田委員 そうです。踏切に人間を配置することは必要だが、人間には不

注意というものがありますから、機械

だと思ひます。

○太田委員 そうです。踏切に人間を配置することは必要だが、人間には不

注意というものがありますから、機械

だと思ひます。

○太田委員 そうです。踏切に人間を配置することは必要だが、人間には不

注意というものがありますから、機械

だと思ひます。

○太田委員 ちよつと一つだけ聞いておきたいんだが、今までの質疑応答を

聞いておりましてちよつとふに落ち

い点があるから、どなたからでもけつ

こうです。タイヤの耐久力その他言わ

れます、問題は車検だと思う。現在

の車検の期間は二年です。車の関係は

十年ということになつておる。結果具

体的に言うと、五三年の車も今検査を受

ければ二年間はよろしい、こういう規

定になつておるのですな、たしかに。

そうなりますとタイヤの耐久力だけが

物を言うわけではなくて、車検が非常

に大事な問題になつてくると思うので

す。十年以上の車が今受けなければ二年間

検査を受けなくともよろしいという規

定になつています。これをどうされる

つもりですか。私はこれはタイヤの耐

久力だと車種だとかいりますけれど

も、問題は車検だと思うのです。片方

は車検を通つておるのでから通つて

もよろしいという規定があるのだから

、しかも十年前の車でも二ヵ年は権利がある。この問題はどう処置される

つもりですか。こういう高速道路の問

題についての考え方、これは私は一番

もう少し笑つ込んで、そういうこと

でなく、ほんとうに整備をする

かどうかということを聞きたいので

すが、きょうはこれ以上私は質問いた

しませんが、委員長にお願いしておき

ますことは、いずれ速度その他の問題

がございますとか、あるいは大型

の自家用トラックでござりますとか、

の道路運送車両法の改正で、事業用の

車でござりますとか、あるいは自家用の

バスでござりますとか、あるいは大型

の自家用トラックでござりますとか、

の道路運送車両法の改正で、事業用の

車でござりますとか、あるいは自家用の

バスでござりますとか、あるいは大型

義務づけているからそれでいいのだと

いう安易な考え方、私はどうかと思

うのですよ。車齢十年といいますとか

なり古いのです。それが二年も権利を

持つてゐる。しかもそこを通る車は、

やはり乗用車その他が多かるうと思う

のです。やかましい方の車は割合少な

いのではないか。バスやその他でス

ピードのあるところを通るといふ車は、

やはり乗用車その他が多かるうと思う

のです。やかましい方の車は割合少な

いのではないか。バスやその他でス

ピードのあるところを通るといふ車は、

やはり乗用車その他が多かるうと思う

のです。やかましい方の車は割合少な

いのではないか。バスやその他でス

ピードのあるところを通るといふ車は、

やはり乗用車その他が多かるうと思う

のです。やかましい方の車は割合少な

い

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

易ならざることでもあろうと思ひますし、場合によつてはその一たん停止が若干中に入つたとか入らなかつたとか、どうだこうだということで、ずいぶん運転手諸君がしばられる。しばられるといふと何ですが、きつく制裁を受けることもあろうかと思う。私どもは道交法をつくりましたときから、警察局の方針といふものは、この中にもちろん取り締まりという言葉が使われておりますけれども、取り締まりの中指導という面が非常に多くあつて、必ずしも摘要をする、そしてその罰金を課することをもつて目的とするのじやない。何か違反を待ち望むという態度ではなくて、違反が起きないよう施以来、まことに膨大なる罰金の額になりましたして、従つてそれだけ自動車の運転手の側から見ますと、怨嗟の的になつておる。常に道交法粉碎と言われる、私は残念だと思うのです。もう少し警察官の最高の指導精神が、末端の交通警察官に及んで取り締まりに遺憾なきを期する。ということは取り締まるといふことだけでなく、指導という面にもう少し重点を置いていただき必要があろうと思う。何も取り締まりといふ刑罰の対象ばかりではない。この精神といふものは少し勝手がよすぎるでしようが、長官に一つ御所見を伺つておきたい。

○柏村政府委員 道交法の精神がただいまお話のように、單に取り締まりといふことによって交通の危険を防止し、その円滑をはかるということではなくて、むしろ車を運転する人、歩く

守り、その規則に従つて行動するといふことを期待いたしておるわけでござります。従いまして私どもは、法律においても、もちろん悪質なものについてこれを厳重に適用していくということは、当然必要なことでござりますけれども、確わくは運転者がこれによつて非常に自覺を高めてもらう。同時にまた取り締まる警察官においても、法の新精神にのつとつて、たゞいまお話をよう、違反件数を極力あげるというようなことに努力するのではなくて、予防をし、悪質なものについては断固として取り締まるという態度をもつて臨みます。

○太田委員 そういう心がまえならば私もつこうだと思ひます。ぜひそれを末端まで実践をしていただきたい。しゃくし定木にわたるところの取り締まりがしばしば行なわれ、場合によつては陰謀をもつて違反を犯させ、その違反を極力あげることによつて交通警察官の任務が全うされたごとき、どうも本末転倒の現象さえ見られるような気がする。ですから、場合によつてはどこかに隠れていて、ちょっととしたわづかのことにつき大きな罰を課そうとするこもしばしばあるのであります

す。
〔参考〕
消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三五号)(參議院送付)に関する報告書
(内閣提出第一一八号)(參議院送付)

人、そういうものが相互に交通道德を守り、その規則に従つて行動するといふことを期待いたしておるわけでござります。従いまして私どもは、法律においても、もちろん悪質なものについてこれを厳重に適用していくということは、当然必要なことでござりますけれども、確わくは運転者がこれによつて非常に自覺を高めてもらう。同時にまた取り締まる警察官においても、法の新精神にのつとつて、たゞいまお話をよう、違反件数を極力あげるというようなことに努力するのではなくて、予防をし、悪質なものについては断固として取り締まるという態度をもつて臨む

うなことに努力するのではなくて、予防をし、悪質なものについては断固として取り締まるという態度をもつて臨む

か。——なければ本案についての質疑はこれにて終了いたしました。
〔別冊附録に掲載〕

○永田委員長 これより本案を討論に付するのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたしたいと存じます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決いたします。

道路交通法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永田委員長 起立總員。よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

次会は、公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十四分散会

に關する報告書